大刀洗町告示第55号

平成30年第20回大刀洗町議会定例会を次のとおり招集する 平成30年11月20日

大刀洗町長 安丸 国勝

1 期 日 平成30年12月6日

2 場 所 大刀洗町議会議場

○開会日に応招した議員

安丸真	〔一郎	黒木	德勝
森田	勝典	林	威範
平田	利治	松熊武	
長野	正明	平田	康雄
高橋	直也	平山	賢治
花等	順子	山内	岡川

○応招しなかった議員

平成30年 第20回 大 刀 洗 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第1日) 平成30年12月6日 (木曜日)

議事日程(第1号)

平成30年12月6日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
 - (1) 議長の報告
 - ①請願等の報告
 - ②検査結果の報告
 - ③委員会所管事務調査の報告
 - (2) 町長の報告(あいさつ)
- 日程第4 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第5 議案第34号 第5次大刀洗町総合計画基本構想の策定について
- 日程第6 議案第35号 大刀洗町障害者地域生活支援事業に関する条例の一部を改正する条例 の制定について
- 日程第7 議案第36号 大刀洗町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第37号 大刀洗町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第38号 大刀洗町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第39号 大刀洗町特別職で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部 を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第40号 大刀洗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第41号 大刀洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第42号 久留米広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び久留米広 域市町村圏事務組合規約の変更について
- 日程第14 議案第43号 町道の認定について
- 日程第15 議案第44号 平成30年度大刀洗町一般会計補正予算(第5号)について
- 日程第16 議案第45号 平成30年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)につ

いて

日程第17 議案第46号 平成30年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号) について

日程第18 議案第47号 平成30年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算(第2号)につい

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
 - (1) 議長の報告
 - ①請願等の報告
 - ②検査結果の報告
 - ③委員会所管事務調査の報告
 - (2) 町長の報告(あいさつ)
- 日程第4 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第5 議案第34号 第5次大刀洗町総合計画基本構想の策定について
- 日程第6 議案第35号 大刀洗町障害者地域生活支援事業に関する条例の一部を改正する条例 の制定について
- 日程第7 議案第36号 大刀洗町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第37号 大刀洗町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第38号 大刀洗町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第39号 大刀洗町特別職で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部 を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第40号 大刀洗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第41号 大刀洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につい て
- 日程第13 議案第42号 久留米広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び久留米広 域市町村圏事務組合規約の変更について
- 日程第14 議案第43号 町道の認定について
- 日程第15 議案第44号 平成30年度大刀洗町一般会計補正予算(第5号)について
- 日程第16 議案第45号 平成30年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第17 議案第46号 平成30年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号) について
- 日程第18 議案第47号 平成30年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について

出席議員(12名)

德勝	黒木	2番	拿一郎	安丸真	1番
威範	林	4番	勝典	森田	3番
找比古	松熊武	6番	利治	平田	5番
康雄	平田	8番	正明	長野	7番
賢治	平山	10番	直也	高橋	9番
岡川	山内	12番	順子	花等	11番

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 棚町 瑞樹

説明のため出席した者の職氏名

町長	安丸	国勝	副町長	中山	哲志
教育長	倉鍵	君明	総務課長	重松	俊一
税務課長	山田	恭恵	健康福祉課長	平田	栄一
地域振興課長	村田	まみ	産業課長	佐々オ	大輔
建設課長	田中	豊和	子ども課長	松元	治美
会計課長	佐田	裕子	生涯学習課長	矢野	智行
住民課長	矢永	孝治	財政係長	早川	正一
総務係長	堀内	智史	住民係長	山村	智子

開会 開議午前9時00分

○議長(山内 剛) おはようございます。

初日の大変お忙しい中、住民の方には、早朝より傍聴においでいただきまして誠にありがとう ございます。

現在の出席議員は12人です。ただいまから平成30年第20回大刀洗町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願いいたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長(山内 剛) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、9番、高橋直也議員、 10番、平山賢治議員を指名します。

日程第2. 会期の決定について

○議長(山内 剛) 日程第2、会期の決定についてを議題にします。

本定例会の会期については、過日、議会運営委員会を開催し、協議をいたしております。この際、議会運営委員長の報告を求めます。森田勝典委員長、登壇して報告をお願いします。森田議員。

- ○議会運営委員長(森田 勝典) 皆様、おはようございます。議会運営委員長の森田勝典でございます。
 - 12月定例会の議会運営について、議会運営委員会の協議結果を御報告いたします。

委員会は、平成30年11月30日午前9時30分から協議会室において開催いたしました。 委員は5名でした。山内議長及び執行者側から重松総務課長の出席を得て協議いたしました。

会期及び会期日程表をご覧ください。

議会運営委員会で協議の結果、本定例会の会期は12月6日から17日までの12日間と決定いたしました。

会期12日間の内容でございますが、まず、本日は議会日程に従って順次議案を上程し、議案 審議を進めていただきます。

7日金曜は、休会といたします。

8日土曜、9日日曜は、休会といたします。

- 10日月曜日は、本議会を再開し、一般質問とさせていただきます。
- 11日は、休会といたします。
- 12日水曜日は、全員協議会を開催いたします。

それから、13、14、15、16は、休会といたします。

17日は、本会議を再開し、議案審議とさせていただきます。

以上が、今回の定例会の会期及び会期日程ですが、当町議会の円滑な議会運営ができますように、ここにお願いいたしまして、報告を終わります。ありがとうございます。

○議長(山内 剛) お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告どおり、本日から12月17日までの12日間にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山内 剛) 異議なしと認めます。本定例会の会期は、本日から12月17日までの 12日間に決定しました。

なお、会期中の会議予定については、お手元に配付しました会期日程表のとおりです。

日程第3. 諸報告

〇議長(山内 剛) 日程第3、諸報告を行います。

陳情の提出が1件ありましたが、配付のみの取り扱いとすることにいたしました。御了承ください。

次に、監査委員より、平成30年8月末日、9月末日、10月末日分の例月出納検査結果報告 書の提出がありました。お手元に写しを配付いたしております。

次に、第62回町村議会議長全国大会の報告をいたします。

町村議会議長全国大会の報告をいたします。第62回全国議長大会が、渋谷区のNHKホールで30年11月20日から22日まで3日間の日程で実施されました。21日の大会には、安倍総理大臣を初め多数の来賓から祝辞を受けたところでございます。

東日本大震災、熊本地震及び豪雨災害からの復旧・復興と大規模災害対策の確立、その他 24件と各地区要望9件をしたところでございます。

決議17件、特別決議5件を採択いたしました。

最後に外交ジャーナリスト・作家、元NHKワシントン支局長、手嶋龍一氏による「激動の 21世紀をどう生き抜くか」という講演で終了いたしました。

我々町村は、国民生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統文化を守り、自然を生かした地場産業をつくることが大事であると感じた次第であります。

以上で、議長大会の報告を終わります。

次に、委員会所管事務調査の報告を行います。

総務文教厚生委員会、安丸眞一郎委員長、登壇して報告をお願いします。安丸議員。

○総務文教厚生委員長(安丸眞一郎) おはようございます。総務文教厚生委員長の安丸眞一郎です。閉会中の委員会報告を行います。

総務文教厚生委員会は、今年度下半期の活動並びに次年度の活動計画を審議するため、10月 18日、全委員出席のもと委員会を開催いたしました。

まず、今後の活動については、本郷学童保育所が増設されたこともあり、具体的実施時期は未定ですが、学童保育所の運営状況並びに現状について視察及び担当者との意見交換会を実施したいと考えているところです。

また、現在、大刀洗校区南部コミュニティーセンターの取り組みとしてのコミュニティバス運行について、関係者との意見交換会を行いたいと考えているところです。

次に、次年度の活動計画については、子育て支援、福祉事業などについて先進地の視察研修及 び担当課の所管事務調査の実施を計画したいと考えています。

なお、現在の委員会構成が来年9月末で任期満了となるため、宿泊を伴う先進地への視察研修 については、改選後、新たな委員会構成になった時点で実施時期など計画の具体化を図ることと しています。

また、先進地などへの調査研究の際には、視察前に町の現状について所管事務調査のための委員会の開催、視察後は、振り返りのための委員会開催、担当課との意見交換会など、委員会活動のサイクル化を図っていくこととしております。

簡単ですが、以上で総務文教厚生委員会の報告を終わります。

- ○議長(山内 剛) 次に、建設経済委員会、黒木徳勝委員長、登壇して報告をお願いします。 黒木議員。
- **〇建設経済委員長(黒木 徳勝)** それでは、建設経済委員長の黒木徳勝です。それでは、休会中の建設経済委員会の報告を行いたいと思います。

建設経済委員会を30年の11月6日に10時から開催いたしましたところです。出席議員は、 全員と議長でした。議題につきましては、平成31年度の予算についてと、平成31年度の視察 研修についての内容です。その協議内容を申したいと思います。

まず、来年度につきましては、6次産業化についての先進地の視察研修を行うことと、それと 野菜等の流動化について先進地入りするということで、例えば、来年度、今年の後半から来年度 につきましては、大同青果等の視察研修を行うと。それと同時に、6次産業の久留米市北野町の やましお漬けですかね。そのようなことも一応研修に入れたいというふうに考えておるところで ございます。 そういう中において、来年、「今年の7月の豪雨災害による復旧状況がどのようになっておるか」ということもぜひ現地等に行って研修をしたいというようなことと同時に、それに対して大刀洗町の今後のこの災害に対するいろんな対応、そのようなものも勉強するというふうなことで計画をしております。

そういう課題を検証しながら、来年度予算の計上を一応するというようなことで会議を閉じた ところでございます。

以上、簡単ですけれども報告といたします。

- ○議長(山内 剛) 次に、議会広報委員会、平山賢治委員長、登壇して報告をお願いします。 平山議員。
- O議会広報委員長(平山 賢治) おはようございます。議会広報委員会委員長の平山でございま す。委員長報告を行います。

閉会中の所管事務調査、1、「大刀洗議会だより」の編集及び発行について、160号は、9月定例会の前後に6回の会議を開き編集構成を行いました。10月26日に発行しております。 続きまして、161号の編集及び発行につきましては、12月3日に委員会を開き、日程、担当等について協議を行ったところであります。2月1日の発行を予定しております。

- 2、ホームページ等の運用に関する事項について。フェイスブックページは、閉会中18件の 記事を更新しております。内容は、本会議、委員会の案内と結果、その他であります。
- 3、その他、議会の広報に関する活動。12月定例会の案内チラシを作成し、回覧をお願いしているところであります。また、11月6日に広報委員会を開き、所管事務につき協議を行ったところであります。
- 4、研修につきまして、11月14日、福岡県町村議長会主催の議会広報研修が行われ、当委員会より委員及び事務局が参加しました。講師の長岡光弘氏より、議会広報誌のレイアウトの基本、表現のポイント、読まれる企画の立て方など御講義いただきました。

午後は、広報クリニックと称して、県内11自治体の議会だよりについて実際の紙面を添削していただきました。

当町議会だよりについては、予算審議について、審議結果を総括した情報を紙面に加えることや、各コンテンツに対してホームページへのリンクを図ること、住民や団体の意見に対し議会として回答を行うことなどの御指摘をいただきました。

広報委員会として改善が図れることや、議会全体で協議すべきことなど課題は一律ではありませんが、審議状況を明確にお伝えしながら住民の皆さんとのツーウエー型の紙面づくりが図れるよう今後も改善を進めてまいります。

5、視察受け入れについて、この閉会中、熊本県長洲町、広島県東広島市、鹿児島県曽於市か

ら視察にお越しいただきました。また、大木町、広川町との3町議会合同研修においても広報の 取り組みを説明させていただいたところです。今後とも視察受け入れの予定があり、他議会との 経験交流を楽しみにしております。

以上、広報委員会の報告を終わります。

- ○議長(山内 剛) 次に、議会改革特別委員会、高橋直也委員長、登壇して報告をお願いします。高橋議員。
- 〇議会改革特別委員長(高橋 直也) 議会改革特別委員会委員長の高橋直也です。

全議員で構成する議会改革特別委員会では、先月11月26日から27日の2日間にて宮崎県 都城市議会と鹿児島県東串良町議会の視察研修を行ってまいりました。

まず、宮崎県都城市議会においては、主に政務活動費の運用状況を初め、政務活動費の収支報告書の精査、透明性を住民に公開し、いかに住民の理解を得るかの議会改革が行われていました。また、鹿児島県東串良町議会では、議会傍聴や議会報告の住民に対する呼びかけ、周知方法を防災行政無線の個別受信機を使い、住民全世帯に行うなど、防災行政無線の多岐による利用例の取り組みのほか、政務活動費ではなく、議員の自主調査及び研修派遣に関する費用として、一議員につき年間12万円を限度とする自主調査費用を支給する活動が行われていました。

当町議会においても、議員個々の政策立案の能力などを高めるためには、やはり費用はかかるが、このような活動費が必要であると強く感じた次第であります。しかし、議会が何を行うにしる、事務局のサポートなしでは議会活動に支障が生じるのは必然であります。

都城市議会は、人口約16.5万人の市だけあって、議員数29名、事務局職員数は10名体制であり、東串良町議会においては、人口約6,500人、議員数10名に対し事務局職員数3名体制と、当町より充実した体制だと思われ、これからの議会改革での伸びしろを感じた次第であります。

よく議会改革に終わりはないと申しますが、当議会においては事務局の職員数の改善改革が急 務ではないかと強く感じているところでございます。

以上で、議会改革特別委員会の報告を終わります。

〇議長(山内 剛) これで、議長報告を終わります。

町長より、挨拶をしていただきます。安丸町長。

〇町長(安丸 国勝) 皆様、おはようございます。議会定例会の開会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

本日ここに、平成30年第20回大刀洗町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位に は師走に入り公私ともに御多用中にもかかわりませず御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、早いもので本年も残すところあとわずかとなりました。この1年を振り返りますと、全

国各地で自然災害が数多く発生した年でありました。大阪府北部地震や北海道胆振東部地震を初め、猛暑の中、日本列島に台風が多数襲来し、特に7月豪雨では、西日本各地で洪水や土砂災害が発生し、大刀洗町においても菅野橋の落橋や河川堤防の決壊による農地被害が生じたところであります。

このうち菅野橋については、先月19日から22日にかけ国の災害査定を受け、来年の出水期までに橋を撤去し、来年度以降、幅員4メートルで架け替えに着手する予定であります。

また、高樋鵜木地区の農地災害は10月16日に、江戸橋下流の農地災害は今月中旬に国の災害査定を受け、来年の田植までには完成を目指して災害復旧対策事業に取り組んでまいります。

災害対策は、常日ごろからの備えが大切です。このため先月16日に自衛隊、三井消防署と合同で久留米市西部を震源とするマグニチュード6.9、最大震度6強の地震を想定した災害対策本部設置運営訓練を実施したところです。

今後ともより一層の防災力向上に努め、住民の皆様の安全・安心の確保に努めていく所存であります。

さて、昨年度から策定に着手した総合計画については、住民アンケートや計6回の住民の皆さんとのワークショップを踏まえ、審議会での5回の審議とパブリックコメントを得て、基本構想を取りまとめましたので今議会に上程しております。

また、今年度の住民協議会では、暮らしの中の鉄道をテーマに西鉄甘木線や甘木鉄道を次世代に引き継ぐために、住民の皆様と協議を行っているところです。

その他の事業については、町道や橋梁等の工事の一部が災害復旧事業の影響で多少遅れていますが、大刀洗学童保育所創設工事を初め、大堰地区の定住促進住宅、各種証明書のコンビニ交付、 北部地区での基盤整備、国道322号バイパスなど順調に進んでいます。

さて、今回上程しています議案のうち、一般会計補正予算には、ふるさと応援寄附金が当初の 見込みより大幅に増え、4億円の歳入補正をしています。歳出では、ふるさと応援寄附金に伴う 支出として2億800万円や基金積立金に1億9,200万円、農業用施設、機械等災害関係補 助金として216万4,000円を計上しております。

その他の上程案件として、総合計画基本構想の策定1件、人権擁護委員候補者の推薦1件、条例の改正7件、久留米広域市町村事務組合規約の変更1件、町道認定1件、一般会計ほか特別会計の補正予算4件を提案いたしております。

いずれも重要な案件を提案いたしておりますので慎重に御審議いただきまして、最後には、御 承認いただきますようお願い申し上げまして開会に当たっての御挨拶といたします。どうぞよろ しくお願いいたします。

〇議長(山内 剛) 町長の挨拶が終わりました。

日程第4. 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長(山内 剛) 日程第4、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。重松総務課長。

○総務課長(重松 俊一) 総務課、重松でございます。

まず、説明する前に今回議会に上程しました議案につきまして3件につき差し替えがありました件につきましてはお詫び申し上げます。それとともに、以後、差し替え、修正等がないように注意してまいります。

それでは、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について提案理由と内容を説明いたします。 まず、提案理由につきましては、現在、人権擁護委員さんが6名いる中で1名の方が来年6月 で任期が満了するために同じ方を継続して委嘱するために、今回推薦しまして議会の意見を求め るものでございます。

氏名は、秋吉定利様、生年月日、昭和26年5月23日、住所は、大刀洗町大字守部753番 地の1でございます。

2ページをご覧ください。

履歴を記載しております。ご覧いただきたいと思います。この履歴書の中に、下から2番目の その他の欄に任期を記載しております。現在の任期が平成28年7月から平成31年6月30日 までの3年間でございますので、それ以降の任期ということで推薦をさせていただいております。 御審議よろしくお願いいたします。

〇議長(山内 剛) 本件については、議会の意見を求めるという規定になっております。質疑、 討論は省略いたします。何か御意見ございませんか。

[なし]

〇議長(山内 剛) 意見なしと認めます。

日程第5. 議案第34号 第5次大刀洗町総合計画基本構想の策定について

〇議長(山内 剛) 日程第5、議案第34号第5次大刀洗町総合計画基本構想の策定について を議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。村田地域振興課長。

〇地域振興課長(村田 まみ) おはようございます。地域振興課、村田でございます。よろしく お願いいたします。 それでは、議案第34号第5次大刀洗町総合計画基本構想の策定について、提案理由及び内容について御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、第4次大刀洗総合計画の計画期間が平成30年度で終了するため2019年から2028年までの計画期間を10年とする第5次大刀洗町総合計画基本構想を策定するに当たり、地方自治法第96条2項の規定及び大刀洗町議会の議決すべき事項に事件に関する条例第2条の規定により議会の議決を得る必要があることからです。

資料1ページをご覧ください。かいつまんで御説明差し上げます。

まず、総合計画策定の目的としましては、大きく大刀洗町が将来にわたって持続し、住んでよかったと感じられる町であり続けるためです。そのために必要な施策を体系化し、本町全ての行政分野における計画の指針とすることです。

次に、構成と期間です。構成は、基本構想、基本計画、実施計画と3つございまして、基本構想が今回の議決事項でございます。こちらの計画期間は2019年度から2028年度の10年間となっております。

その下に基本計画、こちらは施策を体系化し、各施策の展開方針を明らかにしたもので、計画 期間は同じく10年間となっております。

そして、実施計画、こちらは年度ごとに実施する事業を明らかにしたもので、計画期間は1年間とし、毎年度検証、見直しを行っていきたいと考えております。

それでは、今回の議決事項である第5次総合計画基本構想の内容について御説明いたします。 資料の2ページをご覧ください。

こちらにつきましては、先日、全協でも御説明差し上げいたしましたので、要点のみ御説明差 し上げます。

まず、目標とする将来像は、「わたしたちが創る 誇れるよかまち たちあらい」です。これには、町民一人一人が自分たちの地域に関心を持ち、住みやすい地域を自分たちがつくっていくことで地域への愛着を深め、10年後も大刀洗町に住み続けたい、住んでよかったと誇れる大刀洗町であり続けることを目指します。

次に、目標人口といたしましては、2015年度に策定をした大刀洗町人口ビジョンで掲げた 目標人口を踏まえ、2028年度の目標人口を1万4,558人と設定いたします。

次に、基本目標と施策として、3つの基本目標や施策を示しています。

「基本目標1 豊かな暮らし」美しい景観や賑わいの中で、町民が安心して快適な暮らしを営んでいけることを目指します。

次に、「基本目標2 輝く人」互いの人権を尊重し、支え合う温かい関係の中で、いつまでも 多様な学びを得ながら成長し、健やかに充実した生活を送る人が増えていくことを目指します。 「基本目標3 繋がる町」町民、地域、行政の連携をはじめ、町に縁や愛着を持つ関係人口や他自治体との連携など様々な形での協働を確立し、社会情勢の変化に伴う課題に対応し、未来を切り開いていく町を目指します。

以上で、議案第34号の提案理由並びに内容の説明を終わります。御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長(山内 剛) これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長(山内 剛) 1日目は質疑なしと認めます。

日程第6. 議案第35号 大刀洗町障害者地域生活支援事業に関する条例の一部を改正する 条例の制定について

○議長(山内 剛) 日程第6、議案第35号大刀洗町障害者地域生活支援事業に関する条例の 一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。平田健康福祉課長。

〇健康福祉課長(平田 栄一) では、議案第35号大刀洗町障害者地域生活支援事業に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして提案理由及び内容の説明をさせていただきます。

まず、提案理由でございますけれども、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、大刀洗町障害者地域生活支援事業に関する条例の一部を改正する必要がございますので、今回提案させていただいております。

では、資料の3枚目から4枚目の新旧対照表のほうで説明させていただきます。

まず、3枚目の下段のほうでございます。第1章の総則の第1条の部分の次のページをお願いいたします。4枚目になりますけれども。2行目にございますけれども、大刀洗町内に居住する障害者及び障害児の後に「又は難病患者等」を追加させていただきます。

続きまして、第6章の日常生活用具給付事業の第4条の部分でございますけれども、「又は精神障害者」という部分につきまして修正をさせていただきまして、「精神障害者又は難病患者等」という形に修正をさせていただきます。

お戻りいただきまして、この書類の2枚目にお戻りください。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行するものでございます。御審議のほどよろ しくお願いします。

- ○議長(山内 剛) これから質疑を行います。1番、安丸議員。
- ○議員(1番 安丸眞一郎) 1番の安丸です。新旧対照表、今回の条例の中で追加されます難病 患者等ということになっておりますけれども、この難病患者と、あえて「等」ということが入っ

ているのは、どういった方が対象になるんでしょうか。教えてください。

- 〇議長(山内 剛) 平田健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(平田 栄一)** すみません。ちょっと詳細につきましては、また後ほど答弁させていただきます。
- ○議長(山内 剛) よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○議長(山内 剛) ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山内 剛) これで1日目の質疑を終わります。

日程第7. 議案第36号 大刀洗町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(山内 剛) 日程第7、議案第36号大刀洗町印鑑条例の一部を改正する条例の制定に ついてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。矢永住民課長。

○住民課長(矢永 孝治) おはようございます。住民課の矢永です。よろしくお願いいたします。 議案第36号大刀洗町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び内容を御 説明申し上げます。

提案理由といたしましては、証明書発行の一時停止と印鑑証明事務の見直し等の運用にあわせた条文の整備、及び平成31年2月1日からの証明書のコンビニ交付に伴い条例を改正する必要が生じたためでございます。

今回の大刀洗町印鑑条例の一部を改正する条例の制定については、1条、2条に分けて構成しておりますので、まず、第1条から内容を御説明いたします。

第1条の改正は1ページから2ページにかけてとなっております。1条は、印鑑証明事務の見 直し等の運用にあわせた条文の整備となっております。

5ページをお開きください。

新旧対照表に沿って説明させていただきます。左が新で右が旧条例となっており、下線部を今 回改正して行っております。

左が新の第4条第2項に「郵便により」を追加しております。これは代理人による登録申請の際、本人の意思確認と居住確認のため郵送により紹介書を送付しており、今回の改正で明文化しております。

次に、右側9の5条のただし書き以降を次の6ページ、上段の第2項として新設しております。 前のページに戻っていただいて再び5ページをお願いします。 第5条第1項第6号き損又は磨滅しているもの、第7号ふちの全部又は一部がないものを陰影の照合をする際、照合が困難となるため現状の運用にあわせて追加をしております。

再び6ページをご覧ください。

代理人申請時の委任状を省略し、窓口での負担軽減を図る趣旨から第6条第2項を削除しております。

続きまして、第7条ですが、括弧書きの見出しの「再交付」を「引替交付」に変更しております。これは登録番号が汚れ磨耗等で読めなくなった場合に、同じ番号の登録書を用意することができないため、「再交付」を「引替交付」へ文言を改めるものでございます。

また、第2項を新設し、それに伴い旧条例の「第2項」を「第3項」に改めております。 続きまして、第8条第2項で文言の順序を修正しております。

7ページをご覧ください。

第9条第1項を削除しております。印鑑登録システムと住基システムが連動し、住基異動等が あった場合には職権で修正を行っておりますので、改めて届け出の必要がないため削除しており ます。

また、旧条例第2項を旧条例第1項の削除に伴って不要になった文言を削除し、第1項に変更 しております。

続きまして、第10条では、第1項及び第2項にかけて下線部分の文言の整理を行っております。また、本人確認のため第3項を新設しております。

続きまして、第12条第2項では、「印鑑票の複写」を「電子計算機」に改め、「複写又は印鑑票の転記」を追加し、「この場合においては、登録された印鑑を提出しなければならない」を削除し、削除した文言を第3項として同様の内容を独立させ新設しております。こちらについては、従来のやり方からコンピューター化した現状等にあわせるために改正をしております。

続きまして、左側の最後の行の印鑑登録証明書の交付の一時停止を第15条として次ページの 第1項から第5項まで新設しております。

8ページをご覧ください。

こちらについては、登録証は委任状を兼ねており、代理人が登録証を持参し、申請書の記入内容が登録情報と一致した場合には、本人以外でも証明書を発行しております。登録証の盗難等による証明書の不正取得を少しでも防ぐための趣旨から新設するものです。これ以降の改正については、今回の改正に伴う条文の整備となっております。

3ページへお戻りください。

この第1条については、公布の日から施行するものでございます。

次に、第2条の改正については、2ページ、下のほうから3ページにかけてとなっております。

内容を御説明いたします。

9ページの新旧対照表をご覧ください。

証明書のコンビニ交付サービスに伴い条例の整備が必要となったため第13条の2を新設しております。今回の改正により個人番号カードを利用して、全国の大手コンビニエンスストアに設置してある民間端末機で証明書の交付が可能となるものです。

3ページへお戻りください。

この第2条については、平成31年2月1日から施行するものでございます。

以上で、説明を終了させていただきます。御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長(山内 剛) これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長(山内 剛) 1日目は質疑なしと認めます。

日程第8. 議案第37号 大刀洗町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(山内 剛) 日程第8、議案第37号大刀洗町手数料条例の一部を改正する条例の制定 についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。矢永住民課長。

〇住民課長(矢永 孝治) それでは、議案第37号大刀洗町手数料条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び内容を申し上げます。

提案理由といたしましては、先ほど提案いたしました印鑑条例の見直しに伴い手数料条例の一部を改正する必要が生じたためでございます。

続きまして、内容を新旧対照表で御説明いたします。

2ページをお開きください。

左が新で右が旧となっております。

左側の(1)に「及び第7条」を追加しております。第7条、登録証の引替交付の申請を受けた際に、新たな番号の登録証を交付するため第6条と同様の手数料を徴収する趣旨となっております。

1ページへお戻りください。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で、説明を終了させていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(山内 剛) これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長(山内 剛) 1日目は質疑なしと認めます。

日程第9. 議案第38号 大刀洗町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(山内 剛) 日程第9、議案第38号大刀洗町分担金徴収条例の一部を改正する条例の 制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。田中建設課長。

〇建設課長(田中 豊和) 建設課の田中でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第38号大刀洗町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について、提案 理由並びに内容の御説明をいたします。

まず、提案理由でございますが、上水道普及率の向上を図るため、受益者負担を減額し、さらなる上水道普及の推進を行う必要があります。これがこの条例案を提出する理由でございます。

2ページの新旧対照表をご覧ください。

表の右側が旧改正前でございます。左側が新改正案でございます。右側の旧改正前の一番上に あります「上水道配水管布設事業分担金」を削除いたしまして、左側、新改正案でございますが、 削除いたしまして、水路整備事業分担金からのスタートとすることでございます。

基本的に上水道を引き込む場合は、受益者が自費にて上水道を布設する必要がありますが、今までは上水道配水管布設事業分担金に関する規則の規定により、2戸以上が給水施設装置を設置する場合におきまして、公道に配水管を布設する際には、大刀洗町分担金徴収条例の規定に基づき工事費、配水管布設費の2分の1を町が負担し、残りの2分の1を受益者負担金として徴収しておりました。

今回の改正によりまして、上水道配水管布設事業に関する規則を新たに整備いたしまして、 2戸以上が新たに給水装置を設置する場合におきましては、公道に上水道管を布設するに当たっては、受益者負担金をいただかないということになります。

では、1ページをご覧ください。

附則でございます。この条例は公布の日から施行することとしております。

以上、議案第38号大刀洗町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。御審議のほどよろしくお願いいたします。

- ○議長(山内 剛) これから質疑を行います。質疑ございませんか。4番、林議員。
- ○議員(4番 林 威範) 4番、林です。全員協議会でも伺いましたけれども、この工事費減額ということに、削除するということになって、例えば、国、県、水道企業団等の補助とかはあるのでしょうか。財源はどこになるのでしょうか。
- 〇議長(山内 剛) 田中建設課長。
- ○建設課長(田中 豊和) 林議員の御質問にお答えいたします。

財源につきましては、町の一般財源になります。 以上でございます。

- 〇議長(山内 剛) 林議員。
- ○議員(4番 林 威範) それとは別に普及率の向上というのが提案理由に上げられていますが、現時点で何%ぐらいで、例えばどれぐらい普及させたいのかとか、この該当世帯数がどれぐらいなのかというのは町のほうでは把握をされているんでしょうか。
- 〇議長(山内 剛) 田中建設課長。
- **〇建設課長(田中 豊和)** 林議員の御質問にお答えいたします。

該当世帯数については把握できておりません。普及率につきましては、大刀洗町での上水道の普及率が現在72.43%でございまして、三井水道企業団内の普及率79.78%よりもマイナス7.35ポイントほど低い状況となっております。また、筑後地区の平均普及率が84.5%となっておりまして、大刀洗町はそれに比べますとマイナスの12.07%低い状況でございます。目標といたしましては、三井水道企業団管内の普及率ぐらいまでには上げていきたいというふ

以上でございます。

うに考えております。

○議長(山内 剛) ほかにございませんか。

[なし]

○議長(山内 剛) これで1日目の質疑を終わります。

日程第 1 0. 議案第 3 9 号 大刀洗町特別職で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例 の一部を改正する条例の制定について

○議長(山内 剛) 日程第10、議案第39号大刀洗町特別職で非常勤の者の報酬及び費用弁 償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。佐々木産業課長。

○産業課長(佐々木大輔) 産業課の佐々木でございます。

私より議案第39号大刀洗町特別職で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び内容について説明をさせていただきます。

まず、提案理由ですけれども、農地利用の最適化に向けた積極的な活動を推進するため、国から交付される交付金を農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の現行の報酬額に加算する に当たり、加算する報酬を年額として定めるため本条例の一部を改正するものです。

具体的に申し上げますと、本年9月に本町農業委員会も新制度に移行をしましたけれども、国の制度改正の意図の一つとして、農地の集積、集約、それから、遊休農地の解消等の現地活動を

農業委員会はもっとしなさいという意向がございます。それらの活動を推進するための交付金が 国から交付されることになりましたので、それらを各委員の活動実績に応じて年額報酬に加算す るための改正でございます。

内容について説明します。 3ページ目、新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

改正の内容としましては、別表第1の改正のみでございます。

まず、旧、右側の欄をご覧いただきたいと思います。上から7番目ですけれども、農業委員会会長からありますけれども、これまでは、改正までは年額のみの表示となっておりました。それを改正後、左の新の欄を見ていただきたいと思いますが、同じく上から7番目、農業委員会会長、まず年の基本額として、今までの報酬額を定め、その下に年の加算額という欄を加えて、予算の範囲内で町長が定める額とするものです。

同じく、その下の欄の副会長、農業委員会委員、農地利用最適化推進委員についても同様の改 正を行います。

なお、予算の範囲で定める額となっておりますけれども、具体的には活動実績払いとして、年額1人当たり4万2,000円が上限となっております。

1ページ戻っていただきたいと思います。

一番下の附則でございますが、この条例は公布の日から施行しまして、平成30年9月29日、 農業委員会が新制度に移行した日から適用をさせていただきます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

- ○議長(山内 剛) これから質疑を行います。質疑ありませんか。 7番、長野議員。
- ○議員(7番 長野 正明) 7番、長野でございます。

予算の範囲内ということですけれども、これは農業委員並びにその農地利用の推進委員の実績 に応じて支払われるという説明でしたけれども、じゃ実績がない方は支給されないということに なるんですか。

- 〇議長(山内 剛) 佐々木産業課長。
- ○産業課長(佐々木大輔) 長野議員の質問にお答えいたします。

活動実績払いということですので、あくまで何らかの実績がある方について支払いをいたします。また、その確認については、月報を徴収しておりますので、その月報をもって確認したいと思っております。

以上でございます。

- 〇議長(山内 剛) 長野議員。
- ○議員(7番 長野 正明) そうなりますと、各役職で支払いがされるようになっておりますけれども、あくまでも立場は平等という形ですね。農業委員、推進委員、またはその中の会長、副

会長も一律の立場でこの加算額は支払われるということになりますかね。

- 〇議長(山内 剛) 佐々木産業課長。
- **○産業課長(佐々木大輔**) 長野議員の御質問にお答えします。

年額報酬については、会長、副会長、委員で別々の金額となっておりますけれども、この活動 実績払いについては、先ほど申し上げましたとおり、年額4万2,000円が上限となっており ます。年額4万2,000円というのは、9月に制度を移行しましたので、9月から3月までの 7カ月間掛けるの月額6,000円で4万2,000円ということでございます。つまり活動内容、 立場に、会長であるとか、副会長であるとか、そういう立場にかかわらず、月額6,000円、 活動内容があれば月額6,000円が加算されるということでございます。

以上でございます。

- 〇議長(山内 剛) 2番、黒木議員。
- ○議員(2番 黒木 徳勝) 大体、この農業委員会の年額は、結局1年間を通じて月に1回の農業委員会があるんですね。そのほかにいろんな遊休地調査やらしてから、そして、いろんな各校区によっては、結局転用やらいろいろあれによって現場に行く回数が違いますけれども、大体年額をこの27万1,000円での報酬として大体今までいただいておったというふうに考えるんですね。

それに、今度はこれに何か特別今課長が言ったように、何かえらい農業委員会は頑張りますけ というようなことで、この年額を上限で4万2,000円というようなことが出ておりますけれ ども、これについては、ちょっと私としては腑に落ちないような考え方がありますけれども、そ こら辺についてはいかがでしょうか。

他の町村も、もう実際実施しておるところがありますけれども、そこについては、この金額でしておるのか、いやそれとも、いや別によその町村もこの限度額をして支払っておるのか、そこ辺ちょっとお尋ねしたいと思います。

- 〇議長(山内 剛) 佐々木産業課長。
- **○産業課長(佐々木大輔**) 黒木議員の質問にお答えします。

まず、国の交付金でございますので、国がそういった現地活動をますます推進したいという考えで交付するものでございます。確かに今までの年額報酬に現地活動、その他の活動についても含まれていたものと考えますけれども、今回の農業委員会の制度改正の大きな一つの趣旨として、もっと現地活動をしなさいと。農業委員会は、会議だけしているのでは「駄目だ」という趣旨がございます。そういった趣旨を受けて、国がその現地活動を推進するための交付金を交付するものでございます。ですので、この交付金を活用しまして、本町農業委員会の現地活動をますます推進したいというふうに考えております。

それから、2点目の他の市町村の状況ということでございますが、実際には確認はしておりませんけれども、国の交付金の算定基礎がこうなっておりますので、月額6,000円掛けるの月が上限ということは変わりはないと思っております。運用がどうなっているかについては、これからうちの農業委員会に対して交付するに当たって実績を確認していきたいと考えております。以上でございます。

- 〇議長(山内 剛) 7番、長野議員。
- ○議員(7番 長野 正明) 現地活動を推進するためということで、それは、利用権設定とか、 耕作放棄地の解消とかですけれども、そのために農地利用最適化推進制度ができたわけですから、 大体こちらが手厚くなるべきではないですか。農業委員会そのものは、本来の転用関係、その農 地法3条、4条、5条ですね。これを審議するのが農業委員会と思いますから、現地活動ちゅう のは、現地活動が非常に重要になってきた中で推進化委員というのが制度が生まれたわけですか ら、こちらのほうを大体重点的に支給するといいますかね。本来はそうあるべきじゃないかと思 いますけれども、いかがですか。
- 〇議長(山内 剛) 佐々木産業課長。
- **○産業課長(佐々木大輔**) 長野議員の質問にお答えします。

確かに農業委員会法改正の趣旨としましては、農業委員は合議体としての会議を重要視して、 推進委員に関しては現地活動を重視して制度改正が行われております。ただし、本町のような小 規模の市町村であるとか、あるいは、中山間地がないような平地が多く、耕作放棄地も少ないよ うな市町村に関しては、農業委員も推進委員も同じ農業委員会委員として同様の活動をしている ところが多ございます。

大刀洗町農業委員会としても、それらと同じように農業委員も推進委員も現地活動もする。それから、月に1回行っております総会にも全員出席をする。そういった形で活動をしていくように決めておりますので、この交付金について加算額についても同額で定めております。

以上でございます。

- 〇議長(山内 剛) 長野議員。
- ○議員(7番 長野 正明) その点については、農業委員さんたちも理解をされているということですね。

それと、先ほどの限度額の4万2,000円、これは7カ月。だから、7カ月ということですね。だから、本来限度額というのは、年間どれだけですと。月額幾らでも年間例えばこれでいけば7万2,000円。だから本年度改選が、農業委員の改選がありましたので、その年度までの7カ月で4万2,000円でという説明を本来すべきじゃないんですか。

〇議長(山内 剛) 佐々木産業課長。

○産業課長(佐々木大輔) 長野議員の質問にお答えいたします。

9月に新制度に移行しましたので9月から3月までで7カ月分と。あくまで農業委員会報酬が年額報酬でございまして、年2回に分けて支払いをしております。あくまで定め方としては、年額で定めさせていただいて、算定の仕方が月ごとの活動実績、1カ月につき何の中の実績が、一定の実績があれば月6,000円を交付するという算定基礎がございます。ですので、上限額を6,000円掛けるの7カ月で4万2,000円とさせていただいているところです。

以上でございます。

- 〇議長(山内 剛) 長野議員。
- ○議員(7番 長野 正明) ちょっとしつこいようですけど、上限の年度額が4万2,000円という当初の説明で、それを聞けば年間4万2,000円とやっぱり受け取るわけです。だから、改選があって、7カ月、次の年度まで7カ月間の上限額が4万2,000円という説明があれば、7カ月で4万2,000円と。その後は1年ですからね。1年間ですから、1年間で7万2,000円という数字がわかるわけですから、最初の年度の上限額が4万2,000円という説明では7カ月間という説明を「きちっと」されないと、1年間というふうに勘違いをするわけです。そういうことです。
- 〇議長(山内 剛) 佐々木産業課長。
- ○産業課長(佐々木大輔) 長野議員の質問にお答えいたします。

登壇しての説明のときに確かに7カ月掛ける6,000円という話をしませんでしたので、そこは説明が足りなかったと思っております。申し訳ありません。

その後、ここに移動してからの説明で6,000円掛けるの7カ月という説明をしたつもりで おったところでございます。

以上でございます。

- 〇議長(山内 剛) 1番、安丸議員。
- 〇議員(1番 安丸眞一郎) 1番、安丸です。

今答弁を聞いていますと、この国からの交付金は、今年度限りの措置というふうにしか課長答 弁聞こえないんですけど、来年度以降も継続的にこの分の加算額という制度は継続されるのか、 そこを確認しておきたい。

- 〇議長(山内 剛) 佐々木産業課長。
- **○産業課長(佐々木大輔)** 安丸議員の質問にお答えいたします。

まず、回答としましては、来年度以降も継続される予定でございます。また、今のタイミング での提案となりましたのは、交付金の内容がはっきりしなかったため、年度途中での提案となっ ております。 以上でございます。

○議長(山内 剛) ほかにございませんか。

[なし]

- ○議長(山内 剛) これで1日目の質疑を終わります。5番、平田議員。
- ○議員(5番 平田 利治) 附則で、公布の日から施行し、適用が9月29日にさかのぼるわけでございますが、それは何か理由があるんですか。
- 〇議長(山内 剛) 佐々木産業課長。
- **○産業課長(佐々木大輔**) 平田議員の質問にお答えいたします。

先ほども少し申し上げましたけれども、交付金の詳細がわかっておりませんでしたので、交付金の詳細がわかった時点で提案をさせていただいたところです。

といいますのも、補正予算額に金額を計上する必要がありましたので、「補正予算も計上する。 条例の改正も同じタイミングでする」というようにさせていただきました。

もう一つの理由といたしましては、実は活動実績払いというののほかに成果実績払いというさらに加算が予定をされておりまして、その詳細がまだわかっていないところでございます。それを待っておりましたけれども、それは結局まだわかっておりませんので、活動実績払いのみの今回は提案をさせていただいております。

以上でございます。

- 〇議長(山内 剛) 平田議員。
- ○議員(5番 平田 利治) 行政法でいきますと、法律不遡及の原則というのがありますので、 法律はさかのぼれないというのがございますが、例えば9月議会で予算の範囲内ということで、 補正をその後やればよかったのかなと思うんですけど、その点いかがですか。
- 〇議長(山内 剛) 佐々木産業課長。
- **○産業課長(佐々木大輔**) 平田議員の質問にお答えいたします。

確かに平田議員のおっしゃるとおり、条例については予算で定める額と改正をしまして、それから補正予算を計上する方法もあったかと思っております。

ただ、交付金の上限がわからない段階では具体的に交付金の額を定めるべきかと考えましたので、それを考えている間にこういった提案のタイミングになっておりました。それについてはお詫びをしたいと思います。

○議長(山内 剛) ほかございませんか。

[なし]

○議長(山内 剛) これで1日目の質疑を終わります。

日程第 1 1. 議案第 4 0 号 大刀洗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(山内 剛) 日程第11、議案第40号大刀洗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。松元子ども課長。

〇子ども課長(松元 治美) 子ども課の松元です。よろしくお願いいたします。

議案第40号大刀洗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてです。

提案理由といたしまして、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い条例の改正をする必要があるため今回提案させていただいております。

2枚めくっていただきまして、3枚目の新旧対照表、大刀洗町家庭的保育事業等設備及び運営 に関する基準を定める条例の新旧対照表をご覧ください。

こちらのほうは、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業 の基準を定めたものです。

児童福祉法に基づきまして町が認定した事業所となっておりますが、現在、町としてこちらの 事業所を認定している事業所は町内にはございません。

改正を説明させていただきます。

まず、最低基準の目的のところですが、一番最後の行となっております。家庭的保育事業の文に「等」というものです。「等」が抜けておりましたので、こちらのほうを追加させていただいております。訂正させていただいております。

次をめくっていただきまして裏面となります。

条例第4条の最低基準の向上についての改正内容です。最低基準につきましては、意見を聴取 を行うものについての改正となっております。

大刀洗町では学識経験者や子育て支援にかかわる団体から推薦、保護者などで構成されます大 刀洗町子ども・子育て会議を設置しておりますので、そちらの会議の意見を聴取することに改正 させていただいております。

次のページの第7条の保育所等の連携についての改正内容です。

こちらのほうは家庭的保育事業者等が職員等の病気、休暇などで保育ができない場合、その職員に代わって保育を行ってもらう代替保育の確保についての内容となっております。

今まででしたら、代替保育につきましては、保育所、幼稚園、認定こども園のいずれかを連携施設として確保いたしまして、その連携施設の職員が代替保育を行うこととなっておりました。 改正後は、代替保育について、連携施設の確保が困難であると町長が認めた場合は、一定の要件 を満たす場合のみ保育所、幼稚園、認定こども園以外の事業所の職員が代替保育は行うことができるという形になっております。

具体的には、代替保育の連携協力者を行うものとの間で役割分担、責任の所在の明確化、連携、協力を行うものの本来業務の遂行が生じないようにするために措置が講じられていることを要件を満たすことで、今までの代替以外でも行うことができるような内容の改正となっております。 次に、17条の文になります。1枚おめくりください。

17条では、食事の提供の特例についての改正となっております。子供への食事の提供は、実質、自園調理が原則となっております。または、同一関連の法人、運営する小規模保育事業等の外部搬入も認められていましたが、ほとんどが個人事業主がほとんどという形での事業であるため、同一の関連法人などもないというところがほとんどでございましたので、今回の改正によりまして、保育所、幼稚園、認定こども園から調理業務を委託している事業所のうち衛生面、栄養面、アレルギー、アトピーへの配慮など乳幼児の食事内容、回数等に適切に応じることができるものとして町長が認めた事業者からの外部搬入提供ができるようになっている形で改正しております。

あと、条例の附則の第2条として食事の提供の経過措置についてですが、こちらのほうは、小規模保育所や事業者内保育所などの家庭的保育事業等を行う事業所の食事の提供について、自園での調理や食事の提供、調理の設備を設けること、調理員を配置することについての規定は、これまで5年という形で経過措置、期間が設けられていましたが、今回の改正により10年に延長が可能となっております。

もう1枚めくっていただきまして、すみません、最後から2番目のページになりますが、そちらのほうに2行目、上から2行目の「同上」という「上」の字がちょっと「上」という形で条例と「条」と漢字の訂正を行っております。

2枚目、裏面に戻っていただきまして、附則、この条例は公布の日から施行し、平成30年 4月27日より適用するとさせていただいております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

- **〇議長(山内 剛)** これから質疑を行います。4番、林議員。
- ○議員(4番 林 威範) 説明の中にもあったと思うんですけれども、現時点では該当するところはなくて、じゃ今度大刀洗公園にできる事業所の保育所が初めてこの条例に該当することになるということでいいですか。
- 〇議長(山内 剛) 松元子ども課長。
- **〇子ども課長(松元 治美)** 林議員の御質問にお答えいたします。

あくまでも大刀洗町が認可したこの4事業所という形になりますので、今回建ちますのは認可 外の保育所という形になるので、これには該当しない事業所という形になります。 以上です。

- ○議長(山内 剛) ほかにございませんか。5番、平田議員。
- ○議員(5番 平田 利治) この条例もまたさかのぼるんですけど、そのさかのぼる理由は何ですか。
- 〇議長(山内 剛) 松元子ども課長。
- **〇子ども課長(松元 治美**) こちらのほうは国の改正と同じ形で平成30年4月27日としております。ただ該当事業所がなかったので、無理にさかのぼる必要はなかったかなと今考えております。すみません。
- 〇議長(山内 剛) 平田議員。
- ○議員(5番 平田 利治) さかのぼる必要はないのにさかのぼるて、非常に違和感があるんですよね。法律はさかのぼれない、行政法上ですね。これは学校でも教えていると思うんですけどね。その辺、そういうものを議会にかけて可決されると、これは未来永劫残るわけですよ、こんな条文がね。影響ないんであったら公布の日とするというふうに副町長どうですか、その辺。
- 〇議長(山内 剛) 中山副町長。
- **〇副町長(中山 哲志)** 平田議員の御質問にお答えします。

条例の施行日についての御質問でございます。言われるように、本来であれば法律等の施行にあわせて条例等も整備するのが本筋というか、基本であろうと思っております。ただ、実際、実務上、その多くの法改正について、全てについてその国のほうから事前にきちんとした情報提供であるとか、あるいは職員のほうでそこら辺を読み解いて改正の必要性等を判断するのが、小っちゃい自治体の場合、難しい面もございまして、このようなことになっております。それについてはお詫びを申し上げます。

○議長(山内 剛) ほかにございませんか。

[なし]

○議長(山内 剛) これで1日目の質疑を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。この時計で10時半まで。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時30分

〇議長(山内 剛) 休憩前に引き続き再開させていただきます。

日程第12. 議案第41号 大刀洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定 について ○議長(山内 剛) 日程第12、議案第41号大刀洗町職員の給与に関する条例の一部を改正 する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。重松総務課長。

○総務課長(重松 俊一) それでは、議案第41号大刀洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び提案内容について御説明いたします。

まず、提案理由としましては、人事院勧告に基づき国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律の一部が改正されることから、人事委員会を設置していない本町において、職員の給与について国家公務員との均衡を図るため、条例の一部を改正する必要がある、これが提案理由でございます。

では、内容について御説明いたします。

6ページをご覧ください。6ページ、新旧対照表で御説明いたします。

まず、第20条、勤勉手当についてです。職員につきましては、旧としては、「月額100分の90」を変更として、「6月に支給する場合においては100分の90、12月に支給する場合においては100分の95」に変更をしております。

次に、再任用職員については、「100分の42.5」を新として「6月に支給する分においては100分の42.5、12月に支給する場合においては100分の47.5」に変更をしております。

次に、7ページをご覧ください。7ページから12ページまでにつきましては、7ページで御説明いたしますけども、別表第1の行政職給料表を全部変更をしております。これは12ページまでの変更分でございます。

次、13ページをご覧ください。13ページ、まず旧としては、別表第2、これは名称の変更でございますけども、等級別基準職務表の5級の欄で、「課長、企画監」はそのままで、「参事及び主幹」を新のほうとしては、この「参事及び主幹」を削除しております。

次、14ページをご覧ください。第19条、期末手当、まず職員につきましては、「6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」を新のほうとして「100分の130」に変更しております。

再任用職員につきましては、再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「『100分の122.5』とあるのは『100分の65』と、『100分の137.5』とあるのは、『100分の80』とする。」を新として、「『100分の130』とあるのは『100分の72.5』」に変更をしております。

最後 15 ページをご覧ください。旧としまして「6 月に支給する場合においては 100 分の 90、12 月に支給する場合においては 100 分の 95」を新として「100 分の 92.5」に

変更。

一番下の再雇用職員、「6月に支給する場合においては100分の42.5、12月に支給する場合においては100分の47.5」を新として「100分の45」に変更をしております。 施行日に関しては、5ページをご覧ください。

一番下の附則、施行期日でございます。

「この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、」月額支給の分ですけども、「平成31年4月1日から施行する。」

- 2として、「第1条の規定による改正後の大刀洗町職員の給与に関する条例の規定は、平成 30年4月1日から適用する。」
- 3、「改正後の給与条例の規定を適用する場合において、第1条の規定による改正前の大刀洗 町職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による 給与の内払とみなす。」を附則してつけております。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

〇議長(山内 剛) これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長(山内 剛) 1日目は質疑なしと認めます。

日程第13. 議案第42号 久留米広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び久 留米広域市町村圏事務組合規約の変更について

○議長(山内 剛) 日程第13、議案第42号久留米広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び久留米広域市町村圏事務組合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。重松総務課長。

○総務課長(重松 俊一) それでは、議案第42号久留米広域市町村圏事務組合の共同処理する 事務の変更及び久留米広域市町村圏事務組合規約の変更について、提案理由及び内容を御説明い たします。

まず、提案理由としましては、久留米広域市町村圏事務組合において共同処理する消防に関する事務に大川市に係るものを追加し、久留米広域市町村圏事務組合規約を変更する必要が生じたため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

具体的に申し上げますと、現在、久留米広域市町村圏事務組合は、大川市を含む4市2町の構成市町村で事業に取り組んでいますが、消防事務に関しては、大川市を除く3市2町が久留米広域消防本部を運営し、大川市は単独で大川市消防署を運営していましたが、来年、平成31年4月1日より大川市消防本部と久留米広域消防本部が合併することに伴う規約の変更でございま

す。

議案書3枚目をご覧ください。新旧対照表を記載しております。

まず、旧としましては、「ただし、第3号に掲げる事務については、大川市に係るものを除 く。」を削除いたします。

下のほう、第2章の組合議会の「(特別議決)第7条の2、組合の議会の議決すべき事件のうち、関係市町の一部に係るものの議決については、当該事件に関係する市町から選出されている議員の出席者の過半数の賛成を含む出席議員の過半数でこれを決する。」、これも削除いたします。

次、3枚目の裏面をご覧ください。別表第15条の関係で、負担金の欄に「組合長が大川市を除く」、この「大川市を除く」を削除いたします。

以上が新旧表の御説明で、2枚目をご覧いただきたいと思います。2枚目です。

附則としまして、この規約は、平成31年4月1日から施行するということで、来年4月1日から施行するということで、規約変更いたしております。御審議よろしくお願いいたします。

- ○議長(山内 剛) これから質疑を行います。4番、林議員。
- ○議員(4番 林 威範) 内容については異議はございませんが、例えば、大川市が加わることによって負担金とかいうものは、大刀洗町にとってはどちらの傾向にあるんでしょうか、負担金が増えるのか、減るのか。
- 〇議長(山内 剛) 重松総務課長。
- ○総務課長(重松 俊一) 林議員の御質問にお答えいたします。

まず、消防負担金につきましては、現在3市2町で久留米広域消防本部の負担金を運営しております。大川市が入ることによって合併事務費用及びその他の雑務で費用はかかりますけども、一応大川市との事前協議の中で、平成31年度の負担金は、前年度と同額、平成30年度と同額とし、その他合併に係る負担金は大川市が負担するということで取り決めが行われております。

ただし、平成32年以降につきましては、新しい負担割合、例えば、基準財政需要額とか、火 災の発生件数、救急の発生件数、人口割、面積割等で新たな負担割合を決めますので、平成 32年以降はまだ未定の状況でございます。

以上です。

○議長(山内 剛) ほかにございませんか。

[なし]

○議長(山内 剛) なければ、これで1日目の質疑を終わります。

日程第14. 議案第43号 町道の認定について

- ○議長(山内 剛) 日程第14、議案第43号町道の認定についてを議題といたします。 提案理由及び内容の説明を求めます。田中建設課長。
- ○建設課長(田中 豊和) 建設課の田中でございます。

まず最初に、議案書のほうの差し替えがありましたことを、この場を借りましてお詫び申し上げます。申し訳ございませんでした。

それでは、議案第43号町道の認定につきまして、提案理由及び内容の御説明をいたします。

今回提案する路線は2路線ございまして、1つ目の北山隈27号線、2つ目の上高橋11号線、 両路線とも大刀洗町開発行為等整備要綱に基づき開発区域内道路の協議を行い、完了検査の結果、 道路の基準に適しているため、町に帰属させ町道路線の認定を行うものでございます。

差し替えました1ページ目をご覧ください。番号が354号で路線名が北山隈27号線です。 起終点は、起点が山隈1322番27地先で、終点が山隈1322番20地先でございます。道 路の延長は118メートルで、幅員が6メートルから14メートルの路線でございます。

2ページ目をご覧ください。位置図になります。こちらの場所は、町道北山隈 6 号線沿いで、 菊池小学校の北東に位置する宅地分譲地に開発された箇所になります。図面の緑色の部分が町道 路線の認定を提案する北山隈 2 7 号線になりまして、道路の形状は直線になっております。

3ページをご覧ください。緑の部分が北山隈27号線で、道路の幅員が6メートルから14メートルで、路線の延長が118メートルの道路となります。今回の開発区域は、平成30年9月28日に完了検査を実施いたしまして、道路が町道の基準に適合しておりました。

1ページにお戻りください。番号が355号で、路線名が上高橋11号線でございます。起終点は、起点が上高橋943番15地先で、終点が上高橋943番16地先でございます。道路の延長は19.1メートルで、幅員が5メートルから6.1メートルの路線でございます。

5ページをご覧ください。位置図になります。こちらの場所は、町道上高橋診療所線沿いで、 大刀洗小学校南側に位置する宅地分譲地に開発された箇所になります。図面の緑色が町道路線の 認定を提案する上高橋11号線で、道路の形状は直線になっております。

6ページをご覧ください。緑色の部分が上高橋11号線で、道路の幅員が5メートルから6.1メートルで、路線の延長が19.1メートルの道路でございます。今回の開発区域は、平成30年8月24日に完了検査を実施いたしまして、道路が町道の基準に適合しておりました。

以上の経緯で新規に354号の北山隈27号線と355号の上高橋11号線を町道として認定することを提案させていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

- **〇議長(山内 剛)** これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番、黒木議員。
- O議員(2番 黒木 徳勝) 2番の黒木です。

今、この開発行為を見て、開発行為の中で認定をするというようなことでございますけれども、

ここは通学等、学校のそばで非常に子供さんたちが通るところですので、この菊池については、 ここに17戸あり、そして道路に出る場合について歩道があるかと思いますけれども、この道路 に接した宅地をつくる場合、開発行為の中で出る場合について、この左右を見る場合、結局ここ にカーブミラー等のそういう設置の要望等はなかったかどうか。

私がなぜ言うかと、開発行為の中で、前こういう開発行為をして町道を認定する場合について は、道路にいた場合については、右、左が見えない場合については、その先に結局カーブミラー 等の設置をするように開発業者にしておったというようなこともあります。ここは必要ないかど うかをちょっとお聞きしたいと思います。開発行為がなかったかどうか。

以上です。

- 〇議長(山内 剛) 田中建設課長。
- **〇建設課長(田中 豊和)** こちらの場所につきましては、開発業者と協議の結果、カーブミラー は設置をしておりません。

今後、開発協議の中で、今、要望がありましたとおり、カーブミラーの設置等について協議を していきたいと思います。

以上でございます。

- 〇議長(山内 剛) 黒木議員。
- **〇議員(2番 黒木 徳勝)** ここでお願いしたいことは、結局、「開発行為ができて町道を認定 した後に、区からの要望やらで非常にここは危険箇所ですよ」といった場合については、やはり 今、課長が申したように、やっぱり現状を見て開発行為をした業者に、一応設置した後、ぜひ 「カーブミラーは開発行為の主体者で不動産業者が設置する」というふうな文はやはり入れてお っていただきたいというふうに思いますんで、そこ辺の確認をしたとこです。 以上です。
- 〇議長(山内 剛) 田中建設課長。
- **〇建設課長(田中 豊和)** 黒木議員の御指摘がありました件につきましては、今後、開発協議の 中で進めていきたいと思います。

以上でございます。

〇議長(山内 剛) ほかにございませんか。

[なし]

〇議長(山内 剛) これで1日目の質疑を終わります。

日程第15. 議案第44号 平成30年度大刀洗町一般会計補正予算(第5号)について

〇議長(山内 **剛**) 日程第15、議案第44号平成30年度大刀洗町一般会計補正予算(第 5号) についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。重松総務課長。

○総務課長(重松 俊一) それでは、議案第44号平成30年度大刀洗町一般会計補正予算(第5号)について、提案理由及び内容の説明をさせていただきます。

1枚開いていただいて、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億6,708万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億8,638万1,000円とする。

第2条として、地方債の変更は、第2表地方債補正によるについて御説明いたします。

まず、ページ順から行きます。4ページをご覧ください。4ページに第2表地方債補正について計上しております。起債の目的として3つ、農業水利関係、農業施設災害復旧関係、公共土木施設災害復旧関係で、補正前が170万、2,500万、6,910万と計上しております。

変更理由としましては、各事業において、事業費増額に伴います町の負担金が増加したために地方債を補正して増加で計上しているところです。

補正後の額としては、農業水利施設が210万、農業施設災害復旧事業費が2,850万、公 共土木施設災害復旧事業が8,530万の計1億1,590万でございます。

次に、歳出から説明いたします。歳出、10ページをご覧ください。主なものを説明させてい ただきます。

10ページ、2款1項1目総務費の一般管理費333万9,000円の減でございます。これは4節共済費の福岡県町村職員共済組合追加費用負担金がマイナス460万となったために減額をしております。

次に、11ページをご覧ください。11ページ、2款1項5目財産管理費、補正額2億580万、これはふるさと応援寄附金4億円の増額に伴います基金の積立金等でございます。公共施設整備基金積立金として1,380万、これにつきましては、高樋診療所の南側のゲートボール用地の売却費でございます。

次に、ふるさと応援基金積立金1億9,200万、これは4億円の増額の48%でございます。 次に、2款1項19目ふるさと応援寄附金事業、補正額2億1,151万5,000円、これは 委託料として10%の送料、30%の返礼品料と手数料12%、合計52%のふるさと応援寄附 金事務委託料として、4億円の52%の2億800万を計上しております。

12ページをご覧ください。12ページ、2款3項1目戸籍住民基本台帳費122万でございます。この分につきましては、12月1日付で正職員を住民課のほうに1名配置したための増額の人件費等でございます。

14ページをご覧ください。14ページ、2款4項3目県知事及び県議会議員選挙費92万円、

これは18節の備品購入費として、来年、選挙が控えておりますので、投票用紙の計算機2台購入で92万円を計上しております。

次に、3款1項1目社会福祉総務費186万5,000円、これも12月1日付で福祉のほう に正職員を1名配置したために増額の人件費でございます。

14ページ、3款1項2目障害児者自立支援費2,154万、これにつきましては、まず20節扶助費630万、障害児通所支援、これは当初見込み額に不足が生じたために増額で追加をしている分の630万と、23節償還金・利子及び割引料1,524万の支出増、これは障害福祉関連の負担金が確定をしたために返還金が生じるための金額でございます。

6目重度障害者医療費202万、これは扶助費として200万を負担増でございます。

8目介護保険推進費178万、これは総合事業費事業配分金返還金として178万を増額して おります。

次、15ページをご覧ください。3款1項11目国民健康保険費、補正額231万2,000円、 これは国保会計繰出金の助成として196万円の増額でございます。

12目後期高齢医療保険費2,394万2,000円の減でございます。主なものとしましては、

19節負担金の中で後期高齢者医療療養給付費負担金が2,131万ほど減額となっております。

3款2項1目児童福祉総務費、補正額298万1,000円、19節負担金としまして、障害 児保育事業補助金で137万の増。

23節償還金・利子の中で、平成29年度子どものための教育・保育給付費国庫負担金返礼金として97万の増となっております。

16ページ、下のほうですけども、4款2項2目塵芥処理費としまして41万8,000円を 計上しております。これにつきましては、来年度事業として廃プラスチックのリサイクル事業を 実施するための事前準備として、プラスチック回収箱及びフレコンバッグの購入費31万 8,000円でございます。

次のページ、17ページをご覧ください。5款1項1目農業委員会費、補正額83万2,000円、これは先ほど条例変更で提案しました報酬費として、農業委員、農地利用最適化推進委員報酬としての79万8,000円を計上しております。

5款1項4目農業推進費2,216万8,000円、19節負担金・補助及び交付金の中で、農業用施設機械等災害関係補助金として2,164万3,000円です。これは7月の豪雨災害の補助金でございます。

次に、7款1項1目土木総務費、補正額179万3,000円、これは3節の職員手当としまして、7月豪雨に伴いまして農業災害及び菅野橋復旧のための国・県への災害査定の準備及び補助金申請のための準備に伴います時間外勤務手当の増加として184万6,000円を増額で計

上しております。

あとは大きいところは、あと一番最後、22ページをご覧ください。22ページ、10款1項2目公共土木施設災害復旧費400万、これは15節の工事請負費でございまして、7月豪雨に伴います災害復旧工事の中で、補助金ではなく、町費で行った分のものでございまして、400万円を計上しております。

7ページ、歳入について御説明いたします。 7ページをご覧ください。

7ページ、主なものとしましては、13款1項1目民生費国庫負担金として315万を補正しております。これは障害児入所給付費等の負担金でございます。

次に、8ページをご覧ください。14款2項4目農林水産業費県補助金、補正額2,157万2,000円、主なものとしましては、農業費補助金として、経営体育成支援事業補助金として1,143万と農業用機械・施設災害復旧支援事業補助金として845万6,000円を計上しております。

その8ページの一番下に、15款2項1目不動産売り払い収入1,380万を計上しております。これは旧高樋ゲートボール場の売り払い代金でございます。

次のページをご覧ください。9ページをご覧ください。16款1項1目一般寄附金でございます。補正額4億円、これはふるさと応援寄附金として4億円の増収で計上しております。

一番下の20款1項8目災害復旧事業債として1,970万を計上しております。これは説明としては、まず1節の農業災害復旧事業費350万と2節公共土木施設災害復旧事業費として1,620万を計上しております。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

- ○議長(山内 剛) これから質疑を行います。2番、黒木議員。
- ○議員(2番 黒木 徳勝) 12ページの公共施設の高樋のゲートボールの売り払い代金 1,380万、これは平米数等をちょっとお聞かせ願いたいと思います、何平米あったのかと金 額。
- 〇議長(山内 剛) 平田健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(平田 栄一)** 黒木議員の御質問にお答えいたします。

この土地につきましては、診療所と隣接している関係でございまして、診療所とゲートボール 場を合わせた面積が、まず 3, 8 9 6. 5 6 平米でございますけども、そのうちゲートボール場に つきましては 1, 7 2 4. 4 9 平米となっております。

ですので、単価につきましては、平米単価が7,980円、坪単価につきましては2万6,380円になります。

以上でございます。

- ○議長(山内 剛) よろしいですか。ほかはございませんか。2番、黒木議員。
- ○議員(2番 黒木 徳勝) それと、12ページの職員採用の件ですけれども、戸籍に住民課が正式に1人、12月から増えますよというようなことと、あと1点、福祉関係かな、13ページの社会福祉総務費の中で職員給与、福祉が1人、正式に増えますというか、途中12月ごろから採用ということですので、どこからか来られたのか、それとも職員の異動か、そこら辺についてちょっと詳細に説明をお願いしたいと思います。
- 〇議長(山内 剛) 中山副町長。
- **〇副町長(中山 哲志)** 黒木議員の御質問にお答えいたします。

この2名につきましては、12月1日付で早期採用した者でございまして、他の事業所なり、要は、新規新卒者ではなくて、既にほかのところで働いていて、やめられて来られる、あるいは1人の人は臨時職員でもともと住民課のほうに来ておりましたので、そういう者でございます。人事異動でほかの部門から、ほかの課から異動してきたということではございません。

- 〇議長(山内 剛) 黒木議員。
- ○議員(2番 黒木 徳勝) 単純に言うと、聞かれないとこもあると思いますが、年齢と、男女 ぐらいでいいので、余り詳しくは今しゃべられないなら、そこら辺をちょっともう少し。福祉関 係はそういうような事業、福祉ならでは、そのような専門か何かしておられた方が新規に採用さ れたのか、そこ辺をちょっとお聞きしたいと思う。
- 〇議長(山内 剛) 中山副町長。
- **〇副町長(中山 哲志)** 黒木議員の御質問にお答えします。

どこまでお話ししていいのかというのはわかりませんけれども、住民課に今度採用した者は女性でございまして、年は確か26ぐらいじゃなかったかな、すみません、正確には覚えておりません。

健康福祉課のほうに採用しましたのが男性でございまして、24だと思っています。理学療法 士の免許を持っている者でございます。

- ○議長(山内 剛) ほかにございませんか。1番、安丸議員。
- ○議員(1番 安丸眞一郎) 補正予算書の16ページの、金額は31万8,000円と少ないんですが、一番下段の部分ですね、4款2項2目18節の備品購入の関係、先ほどの説明の中では、次年度から取り組む廃プラスチック回収用備品の購入ということで、フレコンバッグを購入ということですが、具体的な考え、例えば、全ての行政区にそういうフレコンバッグを準備して、次年度の廃プラスチック回収に備えるための事前準備というふうな捉え方でよろしいんでしょうか。具体的なところをお願いします。
- 〇議長(山内 剛) 矢永住民課長。

○住民課長(矢永 孝治) 安丸議員の御質問にお答えします。

来年の4月からプラスチックがないプラスチック製品、例えば、バケツとか洗面器とか、そういったやつのリサイクルを開始する予定としておりますが、それは回収ボックスは役場に1カ所、拠点回収でボックスを設置いたします。

フレコンバッグに関しましては、それを大木町の民間のリサイクル業者のほうに運搬いたしま すので、そのために必要となるものでございます。

それで、大木町のリサイクル施設でまたプラスチック製品を油にリサイクルするようになって おります。

以上です。

○議長(山内 剛) ほかはございませんか。

[なし]

○議長(山内 剛) これで1日目の質疑を終わります。

----·---·--

日程第16. 議案第45号 平成30年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算(第2号) について

〇議長(山内 剛) 日程第16、議案第45号平成30年度大刀洗町国民健康保険特別会計補 正予算(第2号)についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。平田健康福祉課長。

〇健康福祉課長(平田 栄一) では、予算書の表紙をお開きください。議案第45号平成30年 度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)でございます。

平成30年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ938万4,000円 を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億7,765万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の 金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

では、歳出のほうから説明させていただきます。

6ページをお開きください。1款1項1目の一般管理費でございますけども、これは人件費で ございますので、割愛させていただきます。

1款2項1目賦課徴収費でございます。12節役務費でございます。5万円、コンビニ収納手数料でございます。2,700件の増加のためでございます。予算を追加させていただいております。

2款4項1目出産育児一時金でございます。19節負担金・補助及び交付金でございます。 294万円、出産育児一時金でございます。42万円の7件で追加させていただいております。

続きまして、5款1項1目特定健康診査等事業費でございます。23節償還金・利子及び割引料でございますけども、前年度の特定健診・保健指導の国庫と県費に関する補助金の返還でございます。

次ページをお願いいたします。8款1項3目でございますけども、償還金でございます。 569万1,000円でございますけども、療養給付費等の交付金等の返還金でございます。 歳入のほうに戻らせていただきます。5ページをお願いいたします。

6款1項1目一般会計繰入金でございます。2節の職員給与等の繰入金が35万2,000円、職員給与関係でございます。

3節出産育児一時金等の繰入金でございます。196万円、先ほど申しました42万円の7人 分に対する3分の2を繰り入れさせていただいております。

7款1項1目の繰越金でございます。707万2,000円を前年度からの繰越金で対応させていただいておる次第でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(山内 剛) これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長(山内 剛) 1日目は質疑なしと認めます。

日程第17. 議案第46号平成30年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号)について

○議長(山内 剛) 日程第17、議案第46号平成30年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。平田健康福祉課長。

〇健康福祉課長(平田 栄一) では、予算書の表紙をお開きください。議案第46号平成30年 度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号)でございます。

まず、歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 262万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,108万 1,000円とします。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の 金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

では、歳出のほうから説明させていただきます。

6ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費でございますけども、人件費でござい

ますので、割愛させていただきます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金でございます。19節負担金・補助及び交付金で ございます。マイナスの269万円でございます。これにつきましては、10月に保険料等の納 付金が確定しましたので、今回減額させていただいた次第でございます。

続きまして、5ページでございます。歳入でございます。

4款1項1目事務費繰入金でございますけども、人件にかかわる部分を繰り入れとしまして6万4,000円。2目の保険基盤安定繰入金でございますけども、先ほど額が確定した関係でございまして、保険基盤安定繰入金としましてはマイナスの269万円の繰入金を返還するような形でさせていただいております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(山内 剛) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[なし]

○議長(山内 剛) これで1日目の質疑を終わります。

日程第18. 議案第47号 平成30年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算(第2号) について

○議長(山内 剛) 日程第18、議案第47号平成30年度大刀洗町下水道事業特別会計補正 予算(第2号)についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。田中建設課長。

〇建設課長(田中 豊和) それでは、議案第47号平成30年度大刀洗町下水道事業特別会計補 正予算(第2号)の御説明をいたします。

平成30年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。 歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万5,000円を 追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億565万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

議案書の6ページをご覧ください。歳出のほうから御説明いたします。

今回の補正につきましては、人事院勧告に伴う人件費の増額の補正でございます。ただし、 3節職員手当等、住居手当13万4,000円につきましては、職員が新たに住居手当の支給要件に該当することになったことによる増額でございます。

次に、議案書5ページをご覧ください。歳入の御説明をいたします。

歳入といたしましては、3款1項1目一般会計繰入金1節一般会計繰入金といたしまして 20万5,000円を計上しております。 以上、補正予算として提案いたします。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(山内 剛) これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長(山内 剛) これで1日目の質疑を終わります。

議案は一応47号まで終わりましたけども、その前に、今日、議案第35号で大刀洗町障害者 地域生活支援事業に関する条例の一部を改正する条例の制定についての中で、ここの問答の中で、 第14条本文中「又は精神障害者」を今度「精神障害者、又は難病患者等」に改めるなどのとこ での答弁が、今回、平田健康福祉課長のほうから答弁をいただきますので、よろしいですか。平 田健康福祉課長。

- ○健康福祉課長(平田 栄一) 先ほどの安丸議員からの「難病患者等」の「等」につきましての 御質問がございましたけれども、これにつきましては、障害者総合支援法に基づく疾病でござい まして、平成29年4月段階でございますけども、358疾病が該当しておるようでございます。 以上でございます。
- ○議長(山内 剛) 安丸議員、よろしいですか。
- ○議長(山内 剛) 以上で、本日の議事は全部終了しました。 本日は、これで散会します。

散会 午前11時21分